

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 11 月 25 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600180 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600026 号

## 第 1 結論

昭和 52 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

母が、昭和 52 年 3 月頃に国民年金の加入手続を A 町役場で行い、同町役場で国民年金保険料を毎月納付したにもかかわらず、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できないので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の主張どおり昭和 52 年 3 月頃に国民年金の加入手続を行った場合は、手続き後、速やかに国民年金手帳記号番号が払い出されているはずである。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 10 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号の払い出しは確認できないことから、請求期間当時、国民年金に未加入であったと考えられる。

また、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、請求者は直接関与していないとしていることから、請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付状況等が不明である上、当該加入手続及び当該保険料の納付を行ったとする母親からは、病気のため陳述を得ることができない。

さらに、A 町の国民年金被保険者名簿の検認（納付）記録を確認したが、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付記録は確認できない。

このほか、請求者及びその母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600195 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600066 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 8 月

A 社に勤務していた期間のうち、平成 20 年 8 月について賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間において、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に確認したところ、同社における平成 20 年に係る賞与の支給は 8 月及び 12 月の年 2 回であり、請求期間において賞与の支給があった旨回答している。

しかしながら、A 社の回答及び請求者の陳述によると、同社では、賞与は手渡しにより支給された状況がうかがえるところ、請求者は給与支払明細書等の資料を保管していない上、同社は、請求期間における賞与支給の事実を確認できる関連資料を保管しておらず、請求期間における賞与支給及び厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

また、B 市から提出された請求者の A 社に係る平成 21 年度給与支払報告書（平成 20 年分）の給与支払金額、社会保険料等の金額を確認し、検証したところ、請求期間における賞与支給の事実及び厚生年金保険料の控除の事実について推認することができない。

このほか、請求者に対し請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600198 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600067 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 8 月

A 社に勤務していた期間のうち、平成 20 年 8 月について賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間において、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に確認したところ、同社における平成 20 年に係る賞与の支給は 8 月及び 12 月の年 2 回であり、請求期間において賞与の支給があった旨回答している。

しかしながら、A 社の回答及び請求者の陳述によると、同社では、賞与は手渡しにより支給された状況がうかがえるところ、請求者は給与支払明細書等の資料を保管していない上、同社は、請求期間における賞与支給の事実を確認できる関連資料を保管しておらず、請求期間における賞与支給及び厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

また、B 市から提出された請求者の A 社に係る平成 21 年度給与支払報告書（平成 20 年分）の給与支払金額、社会保険料等の金額を確認し、検証したところ、請求期間における賞与支給の事実及び厚生年金保険料の控除の事実について推認することができない。

このほか、請求者に対し請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。